

議員提出議案第3号

羽曳野市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

平成27年8月31日

羽曳野市議会

議長 花川雅昭 殿

提出者

羽曳野市議会議員

若林 信一

松村 尚子

笠原 由美子

田仲 基一

嶋田 丘

林 義和

吉田 恭輔

提 案 理 由

近年の男女共同参画の状況に鑑み、出産に伴う会議の欠席に関する規定を定めることにより、本市議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するとともに、その他所要の規定整備を行うため、この規則を制定しようとするものであります。

羽曳野市議会会議規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日

羽曳野市議会規則第 号

羽曳野市議会会議規則(昭和56年羽曳野市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第90条中「付け」を「付」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

羽曳野市議会会議規則 新旧対照表

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 1 省略</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第3条～第89条 省略</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 1 省略</p> <p>第3条～第89条 省略</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届出なければならない。</u></p> <p>以下省略</p>